

## 福岡県営筑豊緑地（野球場・庭球場・球技場） ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 目的

福岡県が所有する施設等（以下「県有施設等」という。）について、より県民が利用しやすく、県民に親しまれる施設とすることを目的に、県有施設等のネーミングライツ（対象となる県有施設等に愛称を命名する権利）を取得する法人（以下「パートナー」という。）を募集します。

### 2 募集対象施設

(1) 名称 福岡県営筑豊緑地 野球場・庭球場・球技場

(2) 所在地 飯塚市仁保

(3) 概要 詳細は別添「施設の概要」のとおり

※3施設一括の募集となっています。

### 3 募集概要

#### (1) ネーミングライツの対象施設と愛称提案

福岡県営筑豊緑地内の「野球場」、「庭球場」、「球技場」

※条例・規則で定める施設の正式名称である「福岡県営筑豊緑地」そのものの変更はできません。

※愛称の提案にあたり、命名条件等は、下記「7 愛称の命名条件等」を参照してください。

※本募集に応募する法人（以下、「応募者」という。）は、上記3施設全てについて愛称の提案を行うものとします。

#### (2) 提案金額（ネーミングライツ料）

年間2,000,000円以上（消費税及び地方消費税を含む）で提案してください。

※上記金額は、野球場、庭球場、球技場の3施設を対象とした一括の金額となります。

#### (3) 応募方法

下記「9 応募方法」のとおりです。

#### (4) その他

応募者からの提出書類を基に審査を行い、最もふさわしいと判断される応募者を優先交渉権者として選定し、手続きを進めます。詳細は、下記「10 選定方法等」「11 優先交渉権者決定後の手続きについて」「12 契約について」のとおりです。

#### 4 募集スケジュール

本募集要項の公表から優先交渉権者の決定結果通知までのスケジュールは、次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

| スケジュール  | 時期                     |
|---|------------------------|
| 公募開始、本募集要項の公表                                       | 令和8年3月27日(金)           |
| 本募集要項に係る資料の配布                                       | 令和8年3月27日(金)から6月17日(水) |
| 現地説明会の参加受付  | 令和8年3月27日(金)から4月10日(金) |
| 現地説明会の開催  | 令和8年4月16日(木)           |
| 質問書受付   | 令和8年4月20日(月)から5月8日(金)  |
| 質問書回答   | 令和8年5月20日(水)までに公表      |
| 受付期間(応募・提案書類提出)                                     | 令和8年5月22日(金)から6月17日(水) |
| 応募・提案書類の審査  | 令和8年6月下旬から7月上旬頃        |
| 優先交渉権者等の決定結果の通知・公表                                  | 令和8年7月中旬頃              |
| ネーミングライツパートナー契約に係る協議、県・指定管理者及びパートナーとの看板等変更・設置等に係る協議 | 令和8年7月下旬から8月下旬頃        |
| ネーミングライツパートナー契約の締結                                  | 令和8年8月下旬頃              |
| パートナーが提案した愛称の使用開始、パートナーによる看板等変更・設置工事                | 令和8年9月上旬から下旬頃          |
| 変更後看板等の標示開始   | 令和8年10月上旬頃             |

#### 5 現地説明会及び質問受付

本件県有施設等の現地確認及び公募についての現地説明会を下記(1)のとおり開催します。参加を希望する場合は、下記により担当部署宛に申込を行ってください。(申込を行った者の名称等は公表しません。)

現地説明会では質疑応答の時間は設けませんので、下記(2)に記載の手続により

質問を行ってください。

なお、応募に際しては、現地説明会への参加は必須ではありません。

現地説明会以外の日において、通常立ち入りが可能とされている場所の視察は各者において自由に行っていただいて構いません。ただし、その際は利用者の施設利用やその他の施設運営に支障を来さないよう配慮をお願いします。

## (1) 現地説明会

### ア 開催日時

令和8年4月16日(木) 10時00分から(受付時間9時30分から)

※現地説明会は、事前に一者以上の参加申込が行われた場合のみ開催します。

### イ 開催場所

福岡県筑豊緑地 プール棟2階 研修室

(福岡県飯塚市仁保8-25)

※別添「施設の概要」の地図を参照

### ウ 申込受付期間

令和8年3月27日(金) から4月10日(金) 午後5時00分まで

### エ 申込提出方法

別添「現地説明会参加申込書(様式5)」に必要事項を記入の上、担当部署宛にメール(E-mail: [z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp))で提出してください。

## (2) 質問受付

本募集要項等に関する質問がある場合は、下記により担当部署宛に質問書を提出してください。

### ア 質問受付期間

令和8年4月20日(月) から令和8年5月8日(金) 午後5時00分まで

### イ 質問提出方法

別添「ネーミングライツパートナー募集事業 質問書(様式6)」に必要事項を記入の上、担当部署宛にメール(E-mail: [z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp))で提出してください。なお、持参、電話、FAX、口頭等による質問は受け付けません。

### ウ 質問への回答の公表

質問への回答は、令和8年5月20日(水) 午後5時00分までに県のホームページにおいて公表します。

## 6 応募資格

法人を対象とし、次の資格要件を満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日 62 管行第 40 号の 2 総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日 54 管第 528 号総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客事務受託営業を営む者でないこと。
- (6) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者ではないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 前記（8）に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）。
- (11) 本事業のパートナーとしてふさわしい資力、信用を有する者であること。
  - ア 直近の決算期末において、債務超過でないこと。
  - イ 経常損益について直近を含む 3 期の決算において連続の赤字でないこと。
- (12) 政党その他の政治団体でないこと。
- (13) 宗教団体でないこと。
- (14) ギャンブル（ただし公営又は宝くじに関するものを除く。）に係る業種を営む者でないこと。
- (15) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種を営む者でないこと。
- (16) 法令に違反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- (17) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある業種を営む者でないこと。
- (18) 違法又は不適切な行為により営業停止命令その他不利益処分を受けている者でないこと。
- (19) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない者でないこと。
- (20) その他、県がパートナーとして適当でないと判断する者でないこと。

## 7 愛称の命名条件等

(1) 提案する愛称に既存の施設名称である「野球場」、「庭球場」、「球技場」を含めない場合は、開場後これまで長く地元地域に根付いてきた施設であることも踏まえ、施設の設置目的や性格をイメージできる言葉を含むものとします。

(※例：野球場…ボールパーク、ベースボールスタジアム等、庭球場…コート、テニスコート等、球技場…フィールド、スタジアム等)

<愛称の例>

「●●●● (企業名・商品名等) 野球場 (庭球場・球技場)」

「●●●●スタジアム (コート・フィールド)」

※原則として、野球場・庭球場・球技場の3施設全てに同一の名称(企業名・商品名等)をもって命名することとし、また名称(企業名・商品名等)と施設名の並び順は3施設とも、同一とします。

(2) 愛称は公共施設にふさわしいものとし、親しみやすさや呼びやすさなど県民や施設利用者にとって理解が得られるものとします。

(3) 看板等による施設への愛称標示の際は、ロゴ(パートナーが権利を有する登録商標のものに限る。)の使用も可とします。

(4) 次の各号のいずれかに該当するものは愛称として選定しないこととします。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 政治性又は宗教性のあるもの

ウ 意見広告、名刺広告又はこれに類するもの

エ 誇大又は虚偽であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの

オ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

カ 第三者を誹謗・中傷・排斥等するもの、人権侵害・差別・名誉毀損等するもの又はそのおそれのあるもの

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客事務受託営業に関連する内容であるもの

ク ギャンブル又はこれに類するもの(ただし公営又は宝くじに関するものを除く。)

ケ 貸金業法に規定するもの又はこれに類するもの

コ 著作権・商標権・財産権・プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

サ 県があたかも推奨しているかのように誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

シ 意味不明の文字や記号の羅列、難解な字句等、利用者の混乱を招くもの又はそ

のおそれがあるもの

ス その他、施設に表示する愛称として県が適切でない判断するもの

(5) 利用者の混乱を防止するため、契約期間内の愛称変更はできません。

(6) 国際大会等において、大会規定等によりネーミングライツの対象としている愛称の表示が制限される場合は、大会規定等に従うものとします。

(7) 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、法人側ですべて負担、対応するものとし、本県は一切の責めを負いません。

## 8 その他契約条件について

### (1) パートナー特典

ア 施設愛称命名権として、県有施設等にパートナーの企業名や商品名等を含む愛称を表示することにより、多くの県民の目に触れ、知名度や企業イメージの向上が期待できます。

イ 県の歳入となるネーミングライツ料は県有施設等の利便性向上等に資する費用として役立てられ、地域に貢献することができます。

※ネーミングライツ料の活用実績は、県ホームページにおいて公表予定です。

ウ パートナーは、県有施設等のネーミングライツパートナーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

エ 県は、愛称の浸透定着のため、以下の支援を行います。なお、県主催以外のイベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

① 新愛称決定に係る報道機関への発表及び県ホームページへの掲載による県民への浸透

② 各種広報印刷物や施設ホームページ等での愛称使用による利用者への浸透

オ 契約期間終了後の契約更新をパートナーが希望する場合には、優先交渉権が付与されます。

カ 上記のほか、施設の特性を活かしたイベント開催、企業等の PR のためのチラシ配架、物販、その他施設の特性を活かした各種の取組の提案がある場合は、パートナー選定後、具体的な内容について県及び指定管理者、その他関係者と協議を行った上で、実施することとします（パートナーが提案する取組において、県及び指定管理者から販売員や各種スタッフなどの人員を手配することはできません。）。県及び指定管理者以外のその他関係者との協議については、パートナーにおいて実施することとします。

また、上記取組については、パートナーは取組内容に応じて別途、施設の使用許可等を受ける必要があるほか、施設使用料を支払う必要があります。

上記使用料を含め取組に際して費用が発生する場合、ネーミングライツ料や愛

称の標示に伴い発生する費用負担とは別にパートナーが負担することとします。  
 (下記「8 (2) 費用負担」を参照。)

ただし、施設の設置目的や管理運営上の制約等を考慮した結果、内容によっては実施できない場合があります。

なお、施設の特性を活かした取組の提案については、審査における評価対象となります。(別添選定基準における「施設の用途や特性を踏まえた施設・地域への貢献策等」により評価。「9 (1) 提案項目について」も参照。)

## (2) 費用負担

ネーミングライセンス料や上記「8 (1) カ」に記載するパートナーによる取組についての費用負担とは別に、愛称の標示に伴い発生する費用負担については、次のとおりです。

| 区分   | 県 | パートナー |
|--|---|-------|
| 看板標示の変更<br>※敷地内：変更箇所については、原則、別添「看板・サイン等変更対象候補」に記載する県指定箇所の中から選択及び提案し、協議の上で決定。   |   | ○     |
| 看板標示の変更<br>※敷地外：道路標識等の変更について、パートナーが希望する場合、下記(3)カに記載のとおり、パートナーにおいて関係機関と協議の上で実施。 |   | ○     |
| 契約期間中の看板の維持補修等(保険加入を含む。)   |   | ○     |
| 契約終了時の原状回復(契約期間中の解除を含む。)   |   | ○     |
| 県及び施設ホームページの表示変更   | ○ |       |
| 県作成の施設パンフレット等印刷物の表示変更(※)   | ○ |       |

※県が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。また、県が作成した既存の印刷物等の表示については訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

## (3) 看板・サイン標示にあたっての条件及び留意事項

- ア 愛称の提案に伴い、変更・新規設置する看板・サイン標示については、別添「看板・サイン等変更対象(福岡県営筑豊緑地野球場・庭球場・球技場)」において県が指定する箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや標示のための施工方法も含め検討した上で、下記9(2)アのネーミングライセンス取得申込書(様式1)に変更する看板・サインの番号を記載するものとします。(複数選択可)
- イ 選択された看板・サイン標示の変更・新規設置にあたっての詳細な施工の範囲・施工方法、実施時期及び内容(デザイン・色彩等を含む。)については、対象施設

の管理運営上支障が生じないよう、優先交渉権者決定後に県及び指定管理者とパートナーで協議の上、決定します。

ウ 看板・サイン標示の変更・新規設置に伴って設置される看板や工作物等があり、風害・地震などによる落下等の危険性がある場合は、施設賠償責任保険への加入を必須とし、その他必要となる安全対策を講じるものとします。

エ 看板・サイン標示の変更・新規設置を行った箇所については、契約期間終了までに確実に原状回復を行うようにしてください。

オ 屋外広告物条例に係る必要な事務手続きはパートナーにおいて行い、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

カ 対象施設の敷地外周辺の看板・サイン、道路標識等の標示の変更をパートナーが希望する場合は、パートナーにおいて関係機関と協議の上、変更可能な標示について行うものとし、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

キ 看板・サイン標示の有料広告的運用については、行政財産である本件導入施設の公共性、公益性、中立性の観点や本件事業の趣旨を勘案し、認められません。

## 9 応募方法

本公募に参加を希望する者は、下記により応募関係書類を提出してください。

### (1) 提案項目について

| 提案項目                | 使用する様式                                 | 提案する内容等  |
|---------------------|--|--|
| 愛称・理由               | 様式1：福岡県営筑豊緑地（野球場・庭球場・球技場）ネーミングライツ取得申込書 | ・愛称及び当該愛称の提案理由について記載してください。  |
| 提案金額（ネーミングライツ料）（年額） |  | ・3（2）に定めた金額以上（200万円以上）とし、1円単位で記載してください。  |
| 看板・サイン等の変更箇所（番号）    |  | ・別添「看板・サイン等変更対象候補」において県が指定する箇所の中から、応募者が任意の箇所を選択し、デザインや標示のための施工方法も含め検討した上で、変更する看板・サインの番号を記載してください。（複数選択可） |
| 施設・地域への貢献に関する考え方    |  | ・ネーミングライツパートナーとして、本件への取組を通じて、施設や地域への貢献がどのように行えるかについて記載してください。<br>・施設の特性を活かしたイベント開催                       |

|  |          |   |
|--|----------|---|
|  | 献に関する考え方 | 等についての提案や、施設の敷地外における応募者独自の施設PR等の提案も可とします。 |
|--|----------|---|

※実際の愛称や、愛称標示箇所、デザイン、施工手法等の詳細については、「11 優先交渉権者決定後の手続きについて」に記載のとおり、優先交渉権者から提案された愛称案及び看板・サインの変更箇所案を基に、協議を行い決定します。

## (2) 提出書類

- ア 福岡県営筑豊緑地（野球場・庭球場・球技場） ネーミングライツ取得申込書（様式1）
- イ 福岡県営筑豊緑地（野球場・庭球場・球技場） 施設・地域への貢献に関する考え方（様式1-2）
- ウ ネーミングライツ取得申込に係る誓約書（様式2）
- エ 法人の概要（様式3）
- オ 役員名簿（様式4）
- カ 法人登記事項証明書（現在事項証明書）
- キ 印鑑証明書
- ク 決算報告書（直近3年間）
- ケ 次の納税証明書
  - ① 県税に未納のないことの証明書（福岡県の県税事務所発行）  
※県内に本店・支店・営業所等がない場合は不要
  - ② 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（税務申告した税務署発行）

## (3) 提出部数

紙ベース2部（正本及び副本各1部）及びデータを保存したUSBメモリー  
 ※応募関係書類の提出にあたっては、上記（2）提出書類を紙ベースで提出していただくほか、提出書類のデータ（様式1から様式4までのExcelファイルのほか、それらをPDF化したファイルをご提出ください。また、更に別添資料がある場合はPowerPointの使用も可とします。）をUSBメモリーに保存の上、提出してください（データ容量が多い場合、分割も可とします）。また、USBメモリーには、ネームプレート等を用いて「福岡県ネーミングライツ事業 福岡県営筑豊緑地野球場・庭球場・球技場提案書類」の文字、応募者名及び提出年月日を記載してください。なお、下記（7）イに記載のとおり提出書類及びUSBメモリーは返却しません。

## (4) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

**(5) 提出方法**

持参又は郵送（書留に限る。）

**(6) 受付期間**

令和8年5月22日（金）から令和8年6月17日（水）

午前9時00分から午後5時00分まで（持参の場合）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※受付期間終了後は受領しません。郵送の場合は期間内必着とします。

**(7) その他**

ア 提出書類に記載された事項は、本件にかかること以外には一切使用しません。

イ 提出書類及びUSBメモリーは返却しません。

ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

**10 選定方法等**

(1) 応募資格を有する者から提案された提案内容について、別添の選定基準に基づき、県で設置する選定委員会において審査し、最もふさわしいと判断される応募者を優先交渉権者として選定し、選定された優先交渉権者にはその旨を通知します。

選定されなかった他の応募者に対してもその旨を通知します。

なお、審査にあたっては、「14 問合せ先」に記載の事務局より、提案書に記載された内容について個別に応募者へ確認することがあります。

(2) 上記(1)により選定された優先交渉権者及びその提案金額、愛称案については、県のホームページにおいて公表します。

**11 優先交渉権者決定後の手続きについて**

(1) 「10(1) 選定方法等」に記載する通知後、ネーミングライツ導入に関し管理運営上必要な事項について、県、施設の管理運営を行っている指定管理者及び優先交渉権者の間で協議を行うこととします。

具体的には、実際の愛称や、愛称標示箇所、デザイン、施工手法等の詳細について、優先交渉権者から「ネーミングライツ取得申込書（様式1）」により提案された愛称案及び看板・サインの変更箇所案を基に、協議を行い決定します。

協議後に決定した愛称及び看板・サインの変更イメージ等については、県のホー

ムページにおいて公表します。

- (2) 上記(1)で行った協議内容に基づき、県及び優先交渉権者間においてネーミングライツパートナー契約を締結します。

なお、看板・サイン老朽化に伴う交換以外の場合を除き、原則として契約までに決定した愛称、看板・サインの設置場所及びデザインについては変更できないものとしします。

- (3) 上記(1)で行った協議内容に基づき、パートナーにおいて看板・サインの変更又は設置を行います(ネーミングライツ料の支払い完了以降、看板等変更・設置工事が可能)。

- (4) 8(1)カで提案されたイベント等の取組の可否及び実施方法、実施時期等については、上記とは別に、パートナー、指定管理者及び県との間で具体的な内容について協議を行い決定します。

## 12 契約について

### (1) 契約金額(ネーミングライツ料)

提案された金額の2年7か月分を契約金額とします(令和8年度分は提案金額年額の7か月分のみを契約とします)。

※契約者と納入義務者は一致させる必要があるため、契約金・契約保証金の支払いは契約会社が行う必要があります。そのため、契約会社と関わりの深いグループ会社を支払いに含むことはできません。

### (2) 契約期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで(2年7か月間)

※愛称の標示開始日は、県とパートナーの間で協議の上、定めます。

※契約期間終了後の契約更新をパートナーが希望する場合には、優先交渉権が付与されます。

### (3) 契約保証金

県の財務規則第169条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を8月下旬に行うネーミングライツパートナー契約の締結までに、県に対して支払う必要があります。契約保証金は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたとき、対象施設の原状回復を確認後、パートナーからの請求に基づき利子を付さずにパートナーへ返還します。ただし、パートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除さ

れた場合は、契約保証金は県に帰属し、パートナーは契約保証金返還請求権を失います。

なお、契約保証金に代わる担保として債券等を納付又は提供することや、履行保証保険の付保による免除は認めません。

#### (4) 契約の解除

パートナーの事情・違法行為等により愛称の表示の継続が困難な場合、パートナーが社会的な信用を著しく損なう事態を生じさせた場合、その他契約を継続し難い事由が生じた場合は、契約を解除することがあります。その場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

また、施設の老朽化に伴う補修・撤去等、本県及び関係機関の業務上やむを得ない事由が生じた場合、契約期間中であっても契約を解除することがあります。

### 13 県有施設におけるネーミングライツ導入事例

| 施設名                     | 愛称  | ネーミングライツ<br>パートナー | 契約開始日   | 契約金額<br>(税込)<br>※ネーミング<br>ライツ料 |
|-------------------------|---|-------------------|---------|--------------------------------|
| 福岡県立ももち文化センター           | SAWARAPIA   | (株)サワライズ          | R6年9月1日 | 7,200千円/年                      |
| 福岡県営春日公園<br>野球場・庭球場・球技場 | オクゼン不動産<br>ベースボールスタジアム・<br>テニスコート・フットボールス<br>タジアム | (株)オクゼン不動産        | R6年9月1日 | 4,175千円/年                      |

### 14 問合せ先（本公募の担当部署、事務局）

福岡県総務部財産活用課 財産活用係

TEL：092-643-3235

E-mail：z-katsuyou@pref.fukuoka.lg.jp